

付 議 第 11 号

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則議案

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則を別紙のとおり制定することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
教育委員会規則  
-----

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第8条の規定に基づき、高知県立学校の教育職員（同条例第2条に規定する教育職員をいう。）（以下単に「教育職員」という。）の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会（次条において「教育委員会」という。）が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会が講ずる措置)

**第2条** 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針において定められている在校等時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月において45時間

(2) 1年において360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月において100時間未満

(2) 1年において720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇

月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間  
(4) 1年のうち1箇月において45時間を超える月数について  
6箇月

- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 高知県教育委員会規則

- ◎高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則議案説明

1 制定の理由

令和2年2月高知県議会において、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を改正する条例が議決され、改正後の条例第8条の規定で、高知県立学校の教育職員（同条例第2条に規定する教育職員をいう。）の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとされたため、規則を制定するもの。

2 施行期日

令和2年4月1日

# 「高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員の勤務を監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」議案について

## ◆国の動向

○中央教育審議会の答申（平成31年1月25日）  
⇒公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定

・上限の目安時間：月45時間、年360時間

※臨時的な特別な事情（学校事故対応やいじめや学級崩壊等の指導上の重大事案対応）により勤務せざるを得ない場合→月100時間未満、年720時間以内

ガイドラインを法的根拠のある「指針」へ格上げ

## ◆現状

時間外勤務命令の上限規制

○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行（平成31年4月1日）

○「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の一部を改正

⇒時間外勤務命令の上限：原則として月45時間・年360時間  
（対象：教員のほか、学校事務職員や学校栄養職員等を含めた公立学校職員全て）

## ＜教員の勤務態様の特殊性＞

教員には給特法（※1）が適用されるため、条例や規則の対象となるのは、所定の勤務時間外に時間外勤務命令に基づいて業務を行ういわゆる「超勤4項目」（※2）に関する業務の場合のみ。

- ※1 給特法とは、  
「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」超勤4項目とは、  
①生徒の実習に関する業務 ②学校行事に関する業務  
③教職員会議に関する業務 ④非常災害等のやむを得ない場合の業務

## ＜働き方改革を進める上での課題＞

授業準備や部活動等の業務については、時間外勤務を命じられて行うものではないが、学校教育活動に関する業務であることに変わりもなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが必要。

## （参考）教員の勤務状況



○公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正（公布：令和元年12月11日）  
①一年単位の變形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）【第5条関係】（施行期日：令和3年4月1日）  
②「業務量の適切な管理に関する指針」の策定【第7条関係】（施行期日：令和2年4月1日）  
・公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、時間外勤務命令によらないこと等を踏まえ、  
⇒文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定める。

○「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員の勤務を監督する教育委員会の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示【概要】（令和2年1月17日告示）

1. 対象の範囲 2. 業務を行う時間の上限 3. 上限時間
4. 教育職員の勤務を監督する教育委員会が講ずべき措置  
本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在職等時間の上限等に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等において定めること。
5. 留意事項

## （4）都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、勤務を監督する教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

○「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」の一部を改正する条例  
・教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定を加える。（第8条）  
⇒「特別措置法第7条第1項に規定する方針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。」  
（施行期日：令和2年4月1日）

## ○規則整備

※市町村（学校組合）教育委員会においても規則の整備や方針を策定

## ○高知県教育委員会規則

### 第1条 趣旨

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第8条の規定に基づき、高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の勤務を監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定める。

### 第2条 教育委員会が講ずる措置

教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（在職等時間）から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

1. 時間外在職等時間について、月45時間以内、年360時間以内
  2. 臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、月100時間未満、年720時間以内 等
  3. その他教育職員の業務量の適切な管理等を図るために必要な事項は、  
教育委員会が別に定める。
- （施行期日：令和2年4月1日）

## ○高知県立学校の教育職員の在職等時間の上限等に関する方針

1. 趣旨 2. 対象の範囲 3. 業務を行う時間の上限 4. 高知県教育委員会が講ずる措置
5. 校長等の学校の管理職及び教育職員が留意すべき事項

「指針」の条例・規則等への反映について（例）

1. 県立学校、政令市立学校の場合

○ 勤務時間条例に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（第●条の規定による勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

○ 教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第七条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

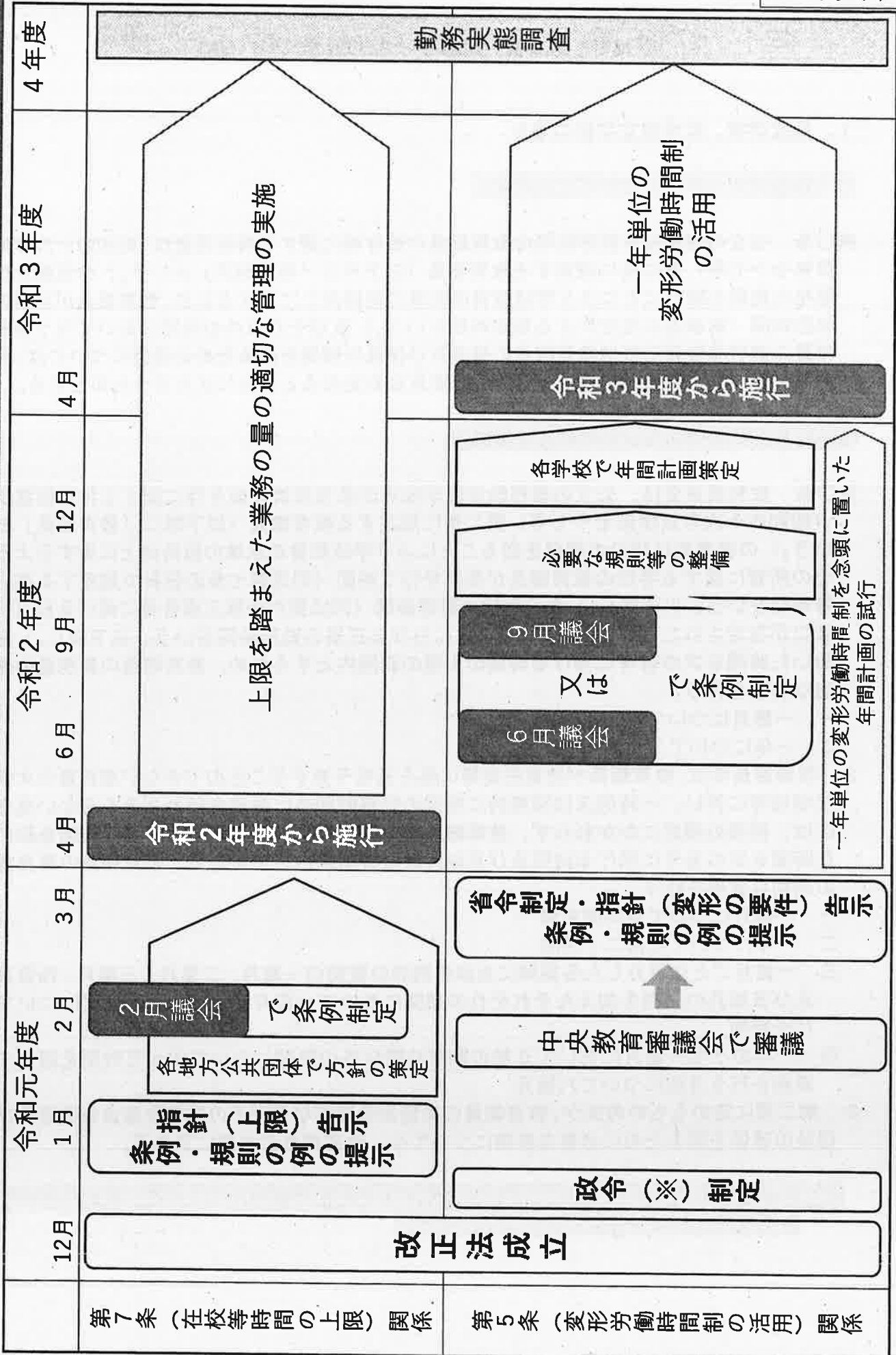
- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において正規の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各都道府県・政令市において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。

改正給特法の施行に向けたスケジュール（イメージ）

参考資料 4



※ 省令を定めるに当たっては「中央教育審議会」の意見を聴くことを定めるもの。

高知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

(案)

令和2年3月

高知県教育委員会



## はじめに

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校に求められる役割が拡大したことによる教員の長時間勤務を解消することが喫緊の課題であることから、高知県教育委員会では「教育大綱」や「高知県教育振興基本計画」に位置づけ、教職員の意識改革や業務改善など学校における働き方改革の取組を進めてまいりました。

こうした中、平成31年1月に策定された時間外勤務命令に基づかない業務を含めた在校等時間の上限の目安を定めた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下、「給特法」という。）の一部の改正に伴い、法的根拠のある「指針」へ格上げされました。令和2年1月には、改正後の給特法第7条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されたところです。

そこで、高知県教育委員会としましては、こうした労働法制全体の動きや国家公務員及び地方公務員に措置等を踏まえつつ、実効性を高めるために同指針に基づき、令和2年2月高知県議会において、「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」（昭和46年高知県条例第40号）の改正を行いました。

併せて、「高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（令和2年3月高知県教育委員会規則第●号。）を制定するとともに、「高知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定することにしました。

このことを踏まえ、各学校長においては、重点目標や学校経営計画を立てた上で、教員が本来業務である授業改善や個々に応じた生徒指導などの生徒に向き合う時間を確保するとともに、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康と福祉を図るために、教育委員会と連携しながら在校等時間の管理をはじめ、業務の役割分担・適正化、必要な執務環境の整備や健康管理等の取組を進めることが必要となります。

県教育委員会としましては、第3期教育振興基本計画において、基本理念の実現に向けた横断的取組に「学校における働き方改革の推進」を位置付け、「学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革」「業務の効率化・削減」「専門スタッフ・外部人材の活用」の3つの柱のもと、限られた時間の中で最大限の教育効果が発揮することができるよう、統合型校務支援システム等のICTの活用や校務支援員などの外部人材の配置拡充、県が実施する研修等の精選、事業・調査の削減・見直しなどの取組を通して、各学校と連携しながら「学校における働き方改革」を推進してまいります。

—目次—

1	趣旨	1
2	対象の範囲	1
3	業務を行う時間の上限	2
(1)	規則及び本方針における「勤務時間」の考え方	2
(2)	上限時間の原則	2
(3)	児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間	3
4	高知県教育委員会が講ずる措置	3
5	校長等の学校の管理職及び教育職員が留意すべき事項	4
(1)	上限時間について	4
(2)	虚偽の記録等について	4
(3)	持ち帰り業務について	4
	【参考条文】	5
	○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法	
	○ 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	
	○ 高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則	

## 1 趣旨

近年、我が国の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっている。また、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定（以下「36協定」という。）について時間外労働の限度時間が規定された。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間（給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務（以下「超勤4項目」（※1）という。）以外の業務については、時間外勤務（同令第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものではないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、給特法第7条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、単に「指針」という。）を定めたことに伴い、指針の第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置の(1)に基づき、高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（令和2年3月高知県教育委員会規則第●号。以下「規則」という。）を定めたところである。

本方針は、規則第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

### ※1 超勤4項目

- ・ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ・ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ・ 教職員会議に関する業務
- ・ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

## 2 対象の範囲

規則及び本方針に掲げる措置は、規則第1条により高知県立学校の教育職員を対象として

いる。ここでいう「教育職員」とは、公立学校職員の給与に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）別表第1若しくは別表第2の適用を受ける者をいい、給特法第2条第2項に規定する教育職員と同じであり、具体的には、以下のとおりである。なお、給特法の対象となっていない事務職員及び学校栄養職員等に正規の勤務時間を超えて勤務を命じる場合には、労働基準法第36条の規定が適用される。

教育職員：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、  
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員

### 3 業務を行う時間の上限

#### (1) 規則及び本方針における「勤務時間」の考え方

規則第2条において、「教育職員が業務を行う時間」は、国の指針において定められている「在校等時間」をいうと定義しており、以下に記載の指針における「勤務時間」の考え方と同じである。

#### （国の指針における「勤務時間」の考え方）

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間

#### (2) 上限時間の原則（規則第2条第1項）

上限時間の原則については、規則第2条第1項で定めており、高知県教育委員会は、

その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うとしている。

- イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。）45時間
- ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間（規則第2条第2項）

規則第2条第2項において、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合における例外を定めており、具体的には、3(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うとしている。

- イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
- ロ 1年間時間外在校等時間 720時間
- ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
- ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間80時間

#### 4 高知県教育委員会が講ずる措置

高知県教育委員会は、規則及び方針に基づき、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことから、教育職員が在校している時間は、グループウェアの出退勤管理システム機能により客観的に計測するものとする。また、校外において職務に従事している時間についても、同様に計測する。

また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となるため、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこととする。
- (2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項を実施する。
  - イ 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
  - ロ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
  - ハ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。
  - ニ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。
  - ホ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
  - ヘ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

- (4) 規則及び本方針を踏まえた各県立学校における取組の実施状況を把握する。また、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を学校長とともに取組を進める。特に、教育職員の在校等時間が方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各県立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- (5) 規則及び本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、広く周知を図る。

## 5 校長等の学校の管理職及び教育職員が留意すべき事項

### (1) 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員は、規則及び本方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

### (2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録したり、記録させるようなことがないよう、教職員自らによる適正な記録及び管理職による把握・管理の徹底を図る。

### (3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

## 附 則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。

【参考条文】

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）

第 7 条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年高知県条例第●号）

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第 8 条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第 7 条第 1 項に規定する指針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。

- 高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（令和 2 年 3 月高知県教育委員会規則第●号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和 46 年高知県条例第 40 号）第 8 条の規定に基づき、高知県立学校の教育職員（同条例第 2 条に規定する教育職員をいう。）（以下単に「教育職員」という。）の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会（次条において「教育委員会」という。）が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育委員会が講ずる措置）

第 2 条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する指針において定められている在校等時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（同法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（代休日）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 箇月において 45 時間
- (2) 1 年において 360 時間

- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。
- (1) 1 箇月において 100 時間未満
  - (2) 1 年において 720 時間
  - (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間
  - (4) 1 年のうち 1 箇月において 45 時間を超える月数について 6 箇月
- 3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。



